

二 保険医療機関に係る療養に要する費用の額は、一点の単価を十円とし、別表第一又は別表第二に定める点数を乗じて算定するものとする。

三 健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局に係る療養に要する費用の額は、別表第三調剤報酬点数表により、一点の単価を十円とし、同表に定める点数を乗じて算定するものとする。

四 前三号の規定により保険医療機関又は保険薬局が毎月分につき保険者(高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。)又は後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)ごとに請求すべき療養に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

五 特別の事由がある場合において、都道府県知事が厚生労働大臣の承認を得て別に療養担当手当を定めた場合における療養に要する費用の額は、前各号により算定した額に当該療養担当手当の額を加算して算定するものとする。

六 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する療養に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十二条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

七 別表第一から別表第三までにおける届出については、届出を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

(平二〇厚労告四六八・平二四厚労告七六・平二八厚労告五二・一部改正)

改正文(平成二〇年六月三〇日厚生労働省告示第三四九号)抄

平成二十年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 B018 に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに区分番号 C005 に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注 7 及び区分番号 C005—1—2 に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注 7、別

表第二区分番号 B016 に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに別表第三区分番号 19 に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注の規定により患者及びその家族等に文書等を提供した保険医療機関及び保険薬局における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

改正文（平成二〇年九月三〇日厚生労働省告示第四六八号）抄

平成二十年十月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月五日厚生労働省告示第六九号）抄

平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A308 の注 1 に係る届出を行っている病棟であって、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A308 の注 1 に係る届出を行っていないものにおける回復期リハビリテーション病棟入院料の算定については、同年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

改正文（平成二四年三月五日厚生労働省告示第七六号）抄

平成二十四年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一区分番号 A100 の注 10、注 11 及び注 13、区分番号 A104 の注 7 及び注 8 並びに区分番号 A105 の注 6 及び注 7 に係る規定は平成二十四年十月一日から適用し、この告示による改正後の別表第一区分番号 A000 の注 2、区分番号 A002 の注 2 及び区分番号 A312 の注 4 のただし書に係る規定は平成二十五年四月一日から適用し、平成二十四年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A222 に係る届出（療養病棟療養環境加算 3 又は療養病棟療養環境加算 4 に係るものに限る。）又は区分番号 A223 に係る届出（診療所療養病床療養環境加算 2 に係るものに限る。）を行っている病棟又は病床における療養病棟療養環境加算又は診療所療養病床療養環境加算の算定については、同年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

改正文（平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号）抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文（平成二六年三月五日厚生労働省告示第五七号）抄

平成二十六年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一第二部通則 8 に係る規定は

平成二十六年七月一日から適用し、この告示による改正後の別表第一区分番号 F100 の 1、区分番号 F200 の注 2、区分番号 F400 の 1 及び区分番号 I002—2 の注 2 に係る規定は平成二十六年十月一日から適用し、この告示による改正後の別表第一区分番号 A000 の注 3、区分番号 A002 の注 3、区分番号 F100 の注 8、区分番号 F200 の注 4、区分番号

号 A212 の注 4、区分番号 F400 の注 2、第二章第十部の通則 16 及び区分番号 K939—5 の注 2 に係る規定は平成二十七年

年四月一日から適用し、平成二十六年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号 A100 の注 8 及び注 9、区分番号 A104 の注 6、区分番号 A105 の注 5、区分番号 A308—2 並びに区分番号 A317 の注 9 から注 11 までに係る規定については、同年九月三十日までの間、なお効力を有するものとし、同年三月三十一日において現に旧算定方法別表第一区分番号 A301—2 に係る届出を行っている病室におけるハイケアユニット入院医療管理料の算定については、平成二十六年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

この場合において、旧算定方法別表第一区分番号 A100 の注 8 中「939 点」とあるのは「966 点」と、「790 点」とあるのは「812 点」と、区分番号 A308—2 の亜急性期入院医療管理料 1 中「2,061 点」とあるのは「2,119 点」と、亜急性期入院管理料 2 中「1,911 点」とあるのは「1,965 点」と、同区分の注 2 中「それぞれ 1,761 点又は 1,661 点」とあるのは「それぞれ 1,811 点又は 1,708 点」と、区分番号 A317 の注 9 中「1,661 点」とあるのは「1,708 点」と、区分番号 A301—2 のハイケアユニット入院医療管理料中「4,511 点」とあるのは「4,584 点」とする。

改正文（平成二六年一二月二日厚生労働省告示第四三九号）抄

薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から適用する。

改正文（平成二八年三月四日厚生労働省告示第五二号）抄

平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一区分番号 I002 の注 6 及び区分番号 I002—2 の注 5 に係る規定は平成二十八年七月一日から適用し、区分番号 H001 の注 6、区分番号 H001—2 の

注 6 及び区分番号 H002 の注 6 に係る規定は平成二十八年十月一日から適用し、区分番号 C002 の注 8 及び区分番号 C002—2 の注 8 に係る規定、別表第二区分番号 C000 の注 13 に係る規定並びに別表第三区分番号 00 の注 3 に係る規定は平成二十九年四月一日から適用し、別表第一区分番号 B001—3—2 の注 1 のただし書に係る規定は平成二十九年七月一日から適用し、この告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 B008 の 1 に係る規定については、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A244 の 2 に規定する診療料を算定する患者を除き、平成二十八年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

改正文（平成三〇年三月五日厚生労働省告示第四三号）抄

平成三十年四月一日から適用する。

改正文（平成三〇年一二月二八日厚生労働省告示第四三二号）抄

平成三十一年一月一日から適用する。ただし、平成三十年十二月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A000 に掲げる初診料の注 7、注 10 及び注 11、区分番号 A001 に掲げる再診料の注 5、注 15 及び注 16 並びに区分番号 A002 に掲げる外来診療料の注 8、注 10 及び注 11 の規定により妊婦に対して初診又は再診を行った保険医療機関における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

改正文（令和元年八月一九日厚生労働省告示第八五号）抄

令和元年十月一日から適用する。

改正文（令和二年三月五日厚生労働省告示第五七号）抄

令和二年四月一日から適用する。

改正文（令和三年七月三〇日厚生労働省告示第二九二号）抄

令和三年八月一日から適用する。

改正文（令和四年三月四日厚生労働省告示第五四号）抄

令和四年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号 A100 の 1 のへに係る届出を行っている保険医療機

関の病棟については、急性期一般入院料 6 の算定に係る規定は、同年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとし、同年三月三十一日において現に旧算定方法別表第一区分番号 A308 の 5 又は 6 に係る届出を行っている保険医療機関の病棟については、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は回復期リハビリテーション病棟入院料 6 の算定に係る規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有するものとする。

改正文（令和四年九月五日厚生労働省告示第二六九号）抄
令和四年十月一日から適用する。

改正文（令和五年一月三十一日厚生労働省告示第一六号）抄
令和五年四月一日から適用する。

附 則（令和六年三月五日厚生労働省告示第五七号）

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定 令和六年四月一日

二 第二条による改正後の別表第一区分番号 A101 の注 13 のただし書、区分番号 A106 の注 10 のただし書、区分番号 A207—3 の注 4 のただし書、区分番号 A214 の注 4 のただし書、区分番号 A304 の注 8 のただし書及び区分番号 A308—3 の注 5 のただし書に係る規定 令和七年六月一日

附 則（令和六年三月一五日厚生労働省告示第八七号）抄

この告示は、令和六年四月一日から適用する。

改正文（令和六年八月二〇日厚生労働省告示第二六二号）抄

令和六年十月一日から適用する。ただし、別表第一医科診療報酬点数表の区分番号 A000 に掲げる初診料の注 15、区分番号 A001 に掲げる再診料の注 19 及び区分番号 A002 に掲げる外来診療料の注 10 の改正規定、別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号 A000 に掲げる初診料の注 14 及び区分番号 A002 に掲げる再診料の注 11 の改正規定並びに別表第三調剤報酬点数表の区分番号 10 の 2 に掲げる調剤管理料の注 6 の改正規定は、同年十二月一日から適用する。

改正文（令和七年二月二〇日厚生労働省告示第二八号）抄
令和七年四月一日から適用する。

改正文（令和七年二月二〇日厚生労働省告示第三〇号）抄
令和七年四月一日から適用する。

附 則（令和七年三月三十一日厚生労働省告示第一〇四号）
この告示は、令和七年四月一日から適用する。